

令和3年度 舞鶴市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催

標記の会議を開催しますので、お知らせいたします。

- 1 日時 令和3年12月10日（金） 午後1時30分～3時（終了予定）
- 2 場所 舞鶴市中総合会館 4階401会議室（余部下1167番地）
- 3 内容
 - (1) 報告
 - ・京都府の児童虐待対応状況について
 - ・舞鶴市要保護児童対策地域協議会の活動状況について
 - (2) 講演
「京都府警察における児童虐待防止対策について」
京都府警察本部生活安全部少年課 警部 柞木 一成 氏
 - (3) 意見交換
- 4 その他 会議は公開で行います。

【参考】

◇要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の適切な保護又は要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されるもので、児童福祉法の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されている。

◇舞鶴市要保護児童対策地域協議会代表者会議構成機関（19機関）

京都地方法務局舞鶴支局、京都府舞鶴警察署、京都府福知山児童相談所、中丹子ども家庭センター、京都府中丹東保健所、京都府立舞鶴支援学校、舞鶴医師会、社会福祉法人舞鶴学園、社会福祉法人舞鶴双葉寮、舞鶴人権擁護委員協議会、舞鶴保育園長会、舞鶴市私立幼稚園協会、舞鶴子ども育成支援協会、舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴市民生児童委員連盟、舞鶴市中学校長会、舞鶴市小学校長会、舞鶴市教育委員会、舞鶴市健康・子ども部

【お問い合わせ先】

子ども支援課（子ども総合相談センター）

☎0773-66-2120、FAX0773-66-2140 担当：荒木

E-Mail：k-shien@city.maizuru.lg.jp